

第20回 上牧町まちづくり基本条例策定委員会

日時 平成24年 9月24日(月)
午後1時30分から
場所 上牧町役場 3階 委員会室

次 第

1 開 会

2 「行政部会専管テーマ」に係る条文(案)【修正後】について

3 「町民部会専管テーマ」に係る条文(案)について

4 その他

5 閉 会

上牧町まちづくり基本条例策定委員会（第20回）議事録

開催日時 平成24年9月24日（月） 午後1時30分から午後3時40分
開催場所 上牧町役場 3階 委員会室
出席者 委員 20名
欠席者 委員 3名（柄沢委員、木村委員、山中委員）
傍聴者 1名
事務局 都市環境部 外川部長、同部まちづくり推進課 西山課長、福西課長補佐、
松井係長、野村主事

開 会

委員長あいさつ

議 長 本日は、行政部会の専管テーマに係る条文案修正後についてということで、前回の委員会で皆さんから意見をもらったことを受けて、行政部会のほうで修正案を作成してもらった。それでは藤村部会長より説明のほうをお願いしたい。

藤村委員 <行政部会の専管テーマに係る条文案(修正)についての説明>
町長の責務について

議 長 それでは、町長の責務について修正後のものについて意見等あれば挙手をお願いしたい。

小林委員 第1項で、「町長は、町の代表者として町民の信託にこたえまちづくりの基本理念を実現するよう・・・」とあって、基本理念というのはこのままでは分かりにくいのではないかと。今回は基本理念という項がないので、例えば、目的に記載された基本理念とか、基本理念をやめて目的とか、そうしたほうが読んでいる人は、基本理念と書くと何処かに書いてあるのかと探しにくい可能性がある。その辺の表現を工夫されてはどうか。

藤村委員 その点について部会のほうでも議論したが、基本理念というのは前文と共通テーマのところに書いてあるのが基本理念ではないかということで、あ

えてここでは別の言葉で書かなくても全体のことが基本理念だということで、部会では判断させてもらった。

小林委員 それであれば、解説のところに基本理念とは前文や目的に示されたものであるというので、何か解説で少しつけてもらったほうがいいと思う。もう一つは、解説のところに今回朱字で追加されている部分の協働の定義で、「協働とは、異なる強みを持つ主体が、共通の目標のために・・・」と書いてあるが、協働の定義がもう既にされているので、これは要らないと思うので、カットしてもらったらどうかと思う。それとその上の協働に必要な能力の説明が「通常の町職員の責務に加え、協働の趣旨を理解し町民と共に涵養する能力」となっているが、通常の町職員の責務というのはおかしいと思う。能力のことを説明しているわけであるから、「通常の町職員としての必要な能力に加え・・・」というほうがいいのではないか。という2点を再検討してもらいたい。

藤村委員 基本理念の解説の件については了解した。二つ目の話であるが、そのなかの協働というのは、ほかのところでも出てくるからカットしてはどうかとことについては問題がないと思うが、「職員の責務に加え」というところを、「必要な能力に加え」にするという件については、その辺りも含めたものが責務ではないかという議論の結果で、ここは責務にさせてもらっている。

田島委員 今のところであるが、「町職員の通常の業務を果たす能力」というのではどうか。通常の業務を果たす能力というのは、当然必要で、それに加えて協働という概念が加わったことを入れたいとすれば、「町職員の通常の業務を行なう能力に加え・・・」にしたらどうか。

藤村委員 そこら辺りも含めて考えたつもりである。というのは、町長の責務のところを書いてあるので、町職員の責務が下のほうに書いてあると思うが、そういうことに加えこういうことだという意味でここはこういった書き方をしている。

田島委員 解説のほうに書いておかないといけないと思う。初めて読む人からみると分かりにくい文章というのがあるので、協働に必要な能力だけ書いてある

とほかの能力は要らないのかという誤解を生んでしまうことにもあるので、せめて解説のほうに入れておいてもいいのではないかと思う。

遠山委員 通常の業務については、三つ目の町職員の責務のところを書いてあるので、最初のところだけを見て、協働に必要な能力しか要らないのではないかということにはならないのではないか。

先ほどもあったように責務を能力に変えるというのは、能力に加えというのに文章を変えると読みやすくなるというのはあるかも分からないが、町職員の責務と協働の趣旨という二つを理解して、町民と共に涵養する能力という文の作り方だと思う。それであればここは責務だと思う。そういったことではないのか。

藤村委員 おっしゃるとおりである。町職員の責務のなかに書いてあって、それに加えてということで我々はそう考えた。

小林委員 それであれば拘る部分ではないので、先に進めてほしい。

議 長 ほかに意見はないか。

田島委員 基本理念のところ、解説に付け加えるぐらいならきっちり条例のなかに基本理念として謳っておくべきではないかと思う。

特に今決めなくても、全体のなかで基本理念を謳うべきかどうか別途考えてもいいかと思う。解説だけで終わってしまうというのはどうかと思う。

藤村委員 どちらでも結構であるが、条文のなかはこの程度で、追加で基本理念でもいいのかなという提案でいいと思っているが、なお、分かりにくいというのであれば、そこも含めて考えないといけない。

小林委員 今の田島委員の意見と言うのは、基本理念を別途条文として立てて書いたほうが良いという趣旨であるのか。

田島委員 もし、どうしても基本理念というのを残すのであれば、曖昧な形ではなくて、これが基本理念であるというようにちゃんと謳っておかないと大切なものを条文の一条の解説だけというのは位置的におかしいのではないかと

考える。

小林委員 今の話は理解できる。ただ、結果として前文があって、目的があって、基本原則まである。そこにさらに基本理念が加わってくると同じようなものが重なった形になってくるので、今回の基本理念は割愛しようというのが共通テーマのときの話であったと思う。だから、田島委員の言っている趣旨は分かるが、基本理念の条文を設けるというのはいらないと思う。だから解説で書くか、もしくは前文や目的に示されている基本理念を実現するというを本文に書くか、何か工夫をすれば解決をするのではないかとと思うので、その辺のところを補ってもらいたい。

藤村委員 工夫したいと思う。今おっしゃったように、前文があって、基本原則があって、目的があって、そこらを合わせたものが基本理念ではないかという概念で条文を作った。しかしこういった意見が出たので、どういった条文がいいのかももう一度考えて全体会で諮ってもらおうことにする。

議 長 基本理念については、解説に入れて作ってもらう。それを見た時点で条文にしたほうがいいのかという議論を今後していきたい。
ほかに何か意見はないか。

植村委員 前回も言わせてもらったが、第3項に変更になっている町職員の採用にあたっての項目というのは、やはりまちづくり基本条例のなかにあるというのは、違和感があるかなと思う。意図があって入れているということであるが、あえてこの条例に入れないといけないのかなと思う。

藤村委員 違和感があるのはどの部分であるのか。

植村委員 個別の職員採用に関する規則などがあるはずなので、こういった趣旨のものが規定されるのはそちらのほうで、まちづくり基本条例ではないのではないかと思う。

藤村委員 それを言い出すと条例には、こういったものを規定する条例がたくさんある。そういったものを統括してまちづくり基本条例で、全体を被せられるものは被せていこうということであって、町職員の採用についても、案外

表に書かれていること以外のこととされていたという形跡があったので、そういったことを書いて、きっちり無くしていこうというのが趣旨なので、ここに書いておくべきだということである。

植村委員 しつこいようだが、どちらかというところの条例が運用される段階でそういったことが行なわれているようであれば、テーブルに上がってくる話なのかなと思うので、未然にあえて書かれるような話ではないような気がする。

藤村委員 おっしゃっていることは分かった。しかし行政部会以外の条文でもそういうことがあると思う。だから未然に防止するというのも大切であるし、あくまでも公募を原則として受験者本人からの請求があれば、開示するというので、不平不満が出たときにこういったものがあつたほうがいいのではないかということである。

議 長 第3項についてもこの内容でいきたいと思う。
確認であるが、第2項では応募状況と成績結果の請求があれば公表ということになっていた。それを今回は、応募状況と採用結果は請求がなくても公表するというになっている。請求があつて開示をするのが成績結果ということで変更になっている。

三浦委員 これは全部町長の責任においてやるわけであるのか。各部署で決定したのも町長の責任になるということは、ものすごく町長の仕事が増えるのではないか。小さなことまで全部突っ込まれることになる。逆に言ったらオールワンマンで、町長の決定がなければ何もできないという文章になるのではないか。

議 長 この第3項については、町職員の採用についての責任は町長にあるという認識である。

藤村委員 町職員の採用については、各部署で採用するというのではないのではないと思う。

議 長 町長の責務について、第2、3、4項は以上で委員会の案とする。第1項については、解説に基本理念のほうを追記してもらって、再度付託しても

らうということをお願いしたい。

続いて、執行機関の責務について条文案の説明をお願いしたい。

藤村委員 <行政部会の専管テーマに係る条文案(修正)についての説明>
執行機関の責務について

議長 意見等ある方は挙手をお願いしたい。

小林委員 第2項で、多様な参画制度を設け町民の町政への参画の機会を保障しなければならないとなっているので、参画の制度をどこまで設けるのかというのが気になっている。あらゆる町の行政について参画の機会を設けるとなれば、大変なことになると思うので、実際はそういったところについては現実的な判断で設けていくということになるのであると思うが、この条文だけが一人歩きして参画の保障となれば、そういったものがない事務については参画の機会を作れと言われかねないわけであるから、参画制度を設けという部分については、備考欄で具体的なやり方、ルールを明示しておいたほうがいいのではないか。

藤村委員 部会のなかでも同じような議論があった。具体的な運用については別途解説できっちり書いておかないといけないと考えている。

井尻委員 私もこの第2項について、小林委員と同じ印象を持った。解説などで詳しくするという話であるが、この条例の本文に町政への参画の機会を確保、保障と強い言葉で規定していくとおくというのは、後々、まちづくりや行政の動かし方に大きな支障が出るのではないかという懸念を持っている。

藤村委員 今の意見はそのとおりだと思うので、どうしても専門家だけを集めてしなければならない委員会や審議会があると思うので、そういったものには参画して入れるわけではないと思うので、具体的な解説で書いておかないといけないと思う。

井尻委員 それであってもこの部分については、詰めて議論しておく必要があるのではないかと思う。いわゆるイメージだけでまちづくりを推進するというのは現実的ではないと思うので、この用語も大事なので、確保、保障とい

う用語は今後も全体のなかでよく議論してほしいと思う。

藤村委員 この「確保」というのは消しているのに、「保障」という言葉をよく議論するということになる。

小林委員 今の問題の続きであるが、条文の表現が多様な参画制度と「制度」という言葉を使っているのに、制度である以上は何か作らないといけないわけである。多様な参画制度というのは具体的には何かということについては、別途そういった定めが要るわけで、それについてもイメージができるよう備考欄に書いておかないといけない。そこで補ってもらったらどうかと思う。

遠山委員 町政があるのでそういった議論になっていると思うが、住民の参画に馴染まないものがあると思うので、例えば生活保護の資格を認定するのに住民も参画するというのはできないことで、町政の参画の機会を保障となってくると、そこで皆さんが違和感を感じてしまっているのではないかな。まちづくり推進をするための参画の機会であれば違和感はないのかなと、その辺の言い方だと思う。例えば、「多様な参画制度を設け」のあとの「町民の町政への」というのを除いたらどうか。そうすると町の執行機関は、町民と協働してまちづくりに参画するため、多様な参画制度を設け参画の機会を保障しなければならないにすると、町政のすべてにならないのではないかなということも考えられるので、今の参画の制度のあり方とかも踏まえて考えてもらえたらと思う。

田島委員 執行機関の責務のなかに、参画の機会を保障と書いているのだが、以前に全体会で各部会の割り振りをしたときに、参画・協働については、町民部会の所掌事項ということになっていたと思うのだが、その私たち議会部会では情報の共有を担当したが、参画・協働というのを別途章立てして、そこに参画の機会の保障ということで、町は町民と協働してまちづくりをするため町民の参画の保障をしなければならないみたいな文章を入れるとまちづくりへの参画機会を保障となって、町政に限らなくなるので、そっちのほうの参画として取り上げるのかなと思っていたので、今ここで議論する話ではないのかも分からないが、後々、参画をどちらのほうにまとめるとか両方に入れるのかとかいうのは、議論しておくべくと思う。

藤村委員 今回の意見も部会では議論はして、要するに執行機関としてどういうところに参画というところを設けないといけないのかということと、町民部会として、参画というのはこういうもので、こういうところには少なくとも参画の制度を設けてほしいということが多分出てくると思う。そういったすり合わせは出てくると思うが、執行機関としての参画という考え方はこういうことではないかということで、ここでは考えている。

議長 また、町民部会からの参画が出てきたときに、すり合わせをして検討していくということで、執行機関としての参画の責務はこの条文で行きたいと思う。ほかに何か意見はないか。
執行機関の責務については、第1項はこのままでいきたいと思う。第2項の条文については、先ほどの議論を踏まえて、解説などで町政をお願いしたい。

藤村委員 <行政部会の専管テーマに係る条文案(修正)についての説明>
町職員の責務について

議長 それでは町職員の責務について、何か意見等あれば挙手をお願いしたい。

田島委員 別に創意工夫をどうしても入れてほしいというわけでもないが、今の説明で、公正というのは不公平のないようにというのが公正だと思うので、適切にというのがあれば、創意工夫も入るかもしれないが、公正のなかにそういった工夫は入らないのではないかと思うので、おそらく創意工夫を入れたほうが良いと言われた方は、単に受身的ではなくて自分から主体的にいろいろ工夫をしてという、そういう姿勢を持ってほしいというニュアンスで言われたのかなと思うので、もし入るものなら別に入れてもいいと思うが、効果的のなかに入るのかもしれないが。

畑中委員 創意工夫に関してであるが、私の歩んできた過程を振り返ると、物を作る部署や販売する部署では創意工夫が大いに歓迎されている。それによって業績が上がることも多々ある。ところが、管理部門はそうはいかない。創意工夫というのは少し合わないということで、ほかにどういった要件があるかということ、臨機応変などがある。総務や経理があるがそれぞれが創意

工夫しては話にならない。一応ルールがあってそれをいかに的確にやるというのが求められているので、何か入れてほしいという気持ちも分かるが、創意工夫というのは少し違うと思う。

議長 それでは、効果的にというなかに創意工夫も含まれるということも踏まえて、条文には入れないという部会での判断であるので、それを認めたいと思う。

遠山委員 先ほども少し話があったが、効率的であったら含まれるが、効果的であったら含まれないから、おそらく外に出していると思うが、効率的と効果的の違いがよく分からなかったので、今回は不問であるが、「効果的に」を入れるということで結構である。

議長 町職員の責務については、第1、2項とも、そのままの内容で確定し委員会案としたいと思う。
続いて、行政組織の編成の説明をお願いしたい。

藤村委員 <行政部会の専管テーマに係る条文案(修正)についての説明>
行政組織の編成について

議長 行政組織の編成について、何か意見等はないか。

小林委員 最後の文言のところ、統一したほうがいいのかどうか。第1項が「行うものとする。」、第2項が「はかるものとする。」、第3項が「ものとする。」であるので、「ねばならない。」にしてはどうか。

議長 それでは、今までの条文が「ねばならない。」であるので、統一してもらってよろしいか。

畑中委員 前回も、その前もいろいろ聞いているが、何でも「ねばならない。」になっていると、最初から最後まで通して読んでみるとどんな感じがするのかわかるので、場所によってはニュアンスを変えて同じ効果が出るような文章を取り混ぜたほうが、出来上がったものは読み応えがあるというか、見栄えがするということか、そういった考えである。

小林委員 そういうことであれば逆に、第3項を「ねばならない。」ではなく、「はかるものとする。」に合わせたほうが読みやすいのではないか。語尾が違ふと何か意味合いがあるのかなと思われるので、どちらかに合わせてもらったらという趣旨である。

田島委員 私は条例の法律文章には詳しくはないので、何とも言えないが、「ねばならない。」と「ものとする。」というのは、法律上違いがあるとかいうのは、最後の法令チェックでもらって、ここで決定するということはできないのではないかと思う。

議 長 そのとおりだと思う。今の件については、法令上若干違ふところがあると思うので、どちらがいいのかというのは、最後の法令チェックでしていきたいと思う。語尾の統一が必要であるということだけ踏まえといてもらいたい。「はかる」というのも、凶なのか、計なのか、ひらがななのか、そういったことも踏まえて今後の議論として、大本の内容で行政組織の編成について、ほかに何か意見はないか。

井尻委員 用語の件について、今の説明で縦割り行政の弊害というのを検討して、一般的に使われている用語であるというように解説してもらっているけれども、条例に使うほど定義された言葉ではないと思う。メディアなどはこういった言葉はよく使われていると思うが、条例でこの言葉が適切なのかどうか、そういったことを議論する機会でもらえたらと思う。

議 長 今の話はすべての法令チェックのときに、この縦割り行政という言葉が、一般的な用語になっているかということもあるだろうし、踏まえて法令チェックに委ねたいと思う。
そのほか意見がなければ以上の3項をもって行政組織の編成ということで、委員会の条文案としたい。それでは10分間の休憩とする。

— 休 憩 —

議 長 後半は、1時間を目途にしっかりとした議論をして条文案を決めていきたいと思うので、闊達な意見をいただけたらと思う。

それでは、危機管理から条文案の説明をお願いしたい。

藤村委員 <行政部会の専管テーマに係る条文案(修正)についての説明>
危機管理について

議 長 危機管理について、何か意見等はないか。
意見等がなければ、こちらの危機管理については委員会の条文案とする。
続いて、審議会等制度についての説明をお願いしたい。

藤村委員 <行政部会の専管テーマに係る条文案(修正)についての説明>
審議会等制度について

議 長 審議会等制度について、何か意見等はないか。

小林委員 第3項の但し書きで、「ただし、非公開の場合は理由・根拠を明確にしなければならぬ。」とあるが、これは、第2項が公開についての条文であるので第2項にあったほうがいいのではないか。

藤村委員 今の意見のとおり修正する。

田島委員 第3項で、「審議会等の開催日時・場所・審議項目などを事前に広報紙等により」とあるが、審議会がどのくらいあるのか分からないが、今、議会でさえも本議会ぐらいしか日程や審議項目を公開していないと思うが、これはかなりの量になるのではと懸念する。

藤村委員 かなりの量であるが、するべきだというのが行政部会での議論であった。

田島委員 広報であると何ページくらいあるのか。

藤村委員 広報紙等と「等」としているので、いろいろなやり方が考えられる。ここでは「等」を付けて逃げたのである。

田島委員 それであれば、「・・・などを町民に知らせなければならない。」というので、方法は出さないほうが逆にいいのではないかと思う。

小林委員 今の田島委員の懸念はよく分かるのだが、現実はこの基本条例策定委員会であっても広報紙に間に合わない場合には、役場のロビーや出張所に掲示したりする方法もある。だから「広報紙等」となっているので、このままでもいいと思うし、間に合えば広報紙に載せるということでもいいのではないか。

藤村委員 その辺りもいろいろ議論したが、最近NPOの認可申請をしようとしているのだが、昔は書面をもってと書いてあったのが、今は書面または電子的記録等と書いてある。汎用性を持たせていて、いろいろ方法があるということで、ここでは広報紙等としている。

議 長 ちなみに、審議会はいくつぐらいあるのか。そもそも広報紙に載せることが可能であるのかということだが。

藤村委員 そういった話はあったが、実際に審議会の数は調べていないので分からない。

議 長 ほかに意見はないか。なければ、この「広報紙等」の部分であるが、広報紙と出てきているので問題になるのではないかという意見もあったが、そのままでもよろしいか。

藤村委員 広報紙やホームページもあるし、どういった表現がいいのか。

議 長 「審議項目などを事前に町民に知らせなければならない。」にしたらどうか。

小田委員 文章としてはこれでいいと思う。広報紙は全町民に行き渡るもので、最初の例えに挙げていて、ホームページは全町民に行き渡らないものであるが、広報されるものだと思う。そのほかいろいろな方法があると思うが、全町民に行き渡る広報紙を例示に挙げてもらっているので、この表現でいいと思う。

植村委員 審議会の公開が大事な項目であるのであれば、「・・・等」というよりは、「広報紙又はホームページ」という形で方式を限定して、必ずどちらかに

掲載するというほうがいいのかと思う。先ほどもあったが、役場のロビーに掲示するというのは、本当に掲示の方法なのかと、もっと実効性のあるものにしようと思ったら、あえて「・・・等」というよりは、「広報紙又はホームページ」というように媒体を限定されてはどうかと思う。

小林委員　ここでそんなに時間をとる話ではないと思うが、小田委員の意見が一番いいと思う。ただ、広報紙に載せようと思うと2ヶ月前に決まっていなくて間に合わないわけである。だから直前に決まった日程については掲載できないので、ホームページとかロビーへの掲示などの方法があるという意味であるから、ここはそんなに厳密に考える必要はないと思う。備考欄に行政部会で何か考えて書いてもらったらそれで足りるのではないか。

畑中委員　今の意見に補足して述べたいが、知らせる方法は、公告式条例というのがあって、私にとって内容は不満足であるが一応ある。ほかのものについても公告式条例に基づいて公示するという条例もあって、そして今も町内23箇所の掲示板に掲示している。それぞれの委員会の日程が書いてあったりする。こういったものも含めてどうかということでもいいのではないか。

議　長　それではいろいろな意見が出たので、委員の皆さんに確認する。
「広報紙等」という形で委員会案とさせてもらいたい。(委員からの異議なし) それでは賛成多数ということで、審議会等制度に関する条文案はこれにて確定とする。
続いて、総合計画等の策定についての説明をお願いしたい。

藤村委員　＜行政部会の専管テーマに係る条文案(修正)についての説明＞
総合計画等の策定について

議　長　総合計画等の策定について、何か意見等はないか。なければ、こちらで委員会の条文案とする。
続いて、説明責任についての説明をお願いしたい。

藤村委員　＜行政部会の専管テーマに係る条文案(修正)についての説明＞
説明責任・応答責任について

議長 説明責任・応答責任について、何か意見等はないか。

小林委員 応答責任の条文で、公職者という言葉が始めて出てきたが、備考欄を見ると、公職者は議員及び町長となっている。これは町長を入れるために公職者としたのか。議員や町長以外にもいると思う。公職者という言葉がいきなり出てきたら、馴染みが悪いというか、落ち着きが悪いというか、そんな気がした。

藤村委員 それも議論になったが、例えば、「町民等」や「・・・及び町民」で、ほかの人は全部町民に入るという解釈を行政部会ではそういったことにした。そういうことで公職者と町民に分けた。

小林委員 この条文の場合では、議員及び町長ということなので、「等」というのは入っていない。であれば、「議員、町長及び町民から」というのにしたほうが、わざわざ解説に書かなくてもいいのではないかという感じがする。備考欄には、それらのものの秘書や代理人も含むとかは書いておいてもいいと思うが、ただ町長からの要望というのは、自らが自らに町政に対しての要望というのはおかしいと思うので、ほかの市町村の条例には入っていないと思う。

藤村委員 確かにそういったことも言えるかも知れない。そのときに町長と書いたのは、秘書や代理人、使者とかもあるのでは、あえてそう書いた。

小林委員 そこだけを書いたらどうか。
もう一点だが、「応答責任」という言葉であるが、これ自体の言葉を使っている条文は多いと思うが、ただ何となく分かりにくいというものもある。だから分かりやすいものを作ると盛んに言われているので、であるならばタイトルを「応答責任」ではなくて、「要望、苦情への対応」というほうがいいのではないか。本文が、「町は、議員及び町民からの要望等については、迅速かつ丁寧に対応し・・・」というような表現のほうがいいと思う。少し応答責任というのはピタッとこないような気がする。

田島委員 まず公職者についてであるが、(注1)は確かに私が書いた文章であるが、この議員というのは、町議会議員だけではなくて、県議会議員や他の市町

村の議員で、いわゆる権力者と言われる方という意味で一般に使われる言葉であるが、上牧町の場合にはそれはないのかなというので、議員と町長に限定した。あと応答責任であるが、この要望のなかにはマイナスだけではなくて提案や提言とかプラスのものも含まれるということになるので、もし応答ではなくて、苦情と要望というのであれば提案とかプラスのものも含めないと少し内容的にはまずいのかなと思う。

もう一つ文章であるが、「別に定める条例により・・・」とあるが、ここに入れてしまうと条例で定めるのは、公表の方法みたいに読み取れるので、「記録を作成するとともに定期的に公表しなければならない。記録の作成及び公表については、別に条例で定める。」というように最後に持ってきたほうがいいのではないかと思う。

藤村委員 今回のプラスの要望というのは、もちろんこの要望や苦情のなかには、その要望等という言葉を書きおけば、そのなかにプラスの要望もあるという具合に解釈すれば「要望、苦情」というのもいいと思う。
別に定める条例というのはここで書いているが、確かにほかのところでも条例については別にしているのだから、ここから抜いたほうがいいと思う。

田島委員 もし苦情と要望というようにマイナスだけに限定するとすれば、別の町村の例であるが、提案制度というのを条文で定めているところがある。その提案制度というのは、町民から建設的な提案があったときは、公開による審査を実施し、有用と認められた場合は「実現に必要な措置を講じなければなりません。」というような制度の条文も定めているところがあるので、それと二つに分けて定めるのも一つかと思う。そして分けた場合には、こちらのほうはマイナスだけで苦情及び要望というようにタイトルを変えてもいいかと思う。

議長 要望というのはマイナスだけではないと思うが、その辺はどう考えるのか。例えば、要望等への対応というのはプラスも含まれるのではないか。

藤村委員 右のほうの（注2）には、要望、要請、提言、提案などが書いてあるので、その要望のなかにはプラスとマイナスの両方が入っているということになる。

小林委員 今回の田島委員の指摘のところについては、前回に言った記憶があるが、この表現でよろしいと思う。プラスの要望もマイナスの要望も要望という言葉を含んでいると捉えれば、両方がここに入っているということで理解して、差し支えないと考える。

議 長 条文の（応答責任）を変えるという話はどうか。
条文案はこのままで、あと応答責任が分かりにくいのではないかという話があって、先ほど小林委員のほうから要望、苦情等への対応というのがあったけれども、そうなってくると要望等への対応でも足りるのではないかという気もするので、要望等への対応ということでカッコ書きを訂正するのはどうか。

畑中委員 私はもとの応答責任で十分かと思う。（注2）に要望等の例が書いてあるがもっとある。代表的に挙げているがまだまだあるということで、それに対する苦情もあるし、もっと酷いものもあるかも分からないが、とにかくそういうことに対して、丁寧に対応して応答する責任があるということで「応答責任」でいいのではないかと思う。世間でも質疑応答とか世の中には応答という言葉はいくらでもあるので、なにも難しい言葉を使っているわけではないので、このままで十分かと思う。

議 長 ほかに意見はないか。応答責任の皆さんの意見が出揃ったという認識で、このままでいきたいと思う。公職者についてもこのままということで、例えば町長から町職員に要望があったことについても記録するということがある。

小林委員 やはり公職者というは引かかるので、また法令審査のほうでも考えてもらったらと思う。

議 長 それでは次の条文に移りたい。財政運営及び制度の整備は条文に変更がないということで、そのままである。次の予算編成、執行、決算についても変更なしである。次の財産管理についても変更なしである。次の財政状況の公表も条文は変更なしであるが、右の解説のほうに変更があるので説明をお願いしたい。

藤村委員 <行政部会の専管テーマに係る条文案(修正)についての説明>
財政状況の解説部分について

議 長 続いて、行政評価については、「図るめ」となっていて「た」が抜けているので、その部分だけ修正をお願いしたい。
次の個別外部監査についての説明をお願いしたい。

藤村委員 <行政部会の専管テーマに係る条文案(修正)についての説明>
個別外部監査について

議 長 個別外部監査については、脱落していたのを追記してもらったのと語尾の変更だったと思うが、皆さんそれでよろしいか。
それでは最後の住民投票に関する条文案の解説について、説明をお願いしたい。

藤村委員 <行政部会の専管テーマに係る条文案(修正)についての説明>
住民投票の解説部分の説明

小林委員 住民投票の制度というのは、町民部会のほうにも入ってくるので、共通のテーマになってくると思う。前回も言ったが住民投票制度はいろいろなものがある。一度、住民投票制度をまとめてもらって、委員の基礎知識や共通の認識を持ったうえで議論したほうがいいのではないかということをお願いをしていたが、まとめてもらっているのであれば配布してもらいたい。

議 長 私の提案だが、町民部会でも住民投票の項目があるので、次回に資料として配布してもらって説明してもらおうということでしょうか。
それでは、住民投票については、行政部会から提示のあったとおりで、町民部会でも条項案があると思うので、その辺りの検討ともう少し詳しく説明してもらおうというのを次回にしたいと思う。
これで、行政部会の専管テーマの条文案の検討を終了とする。

小林委員 前回、藤井委員からコンプライアンスの規定がいるのではないかという話があったと思うが、その検討はされていないのか。

藤村委員 コンプライアンスについては、行政部会だけではなく、全体の問題であるということなので、それについて検討はしていない。

小林委員 条文に載せるのであればどこで載せるのか、決めておかないと漏れてしまうのではないか。であれば案を作ったうえで、全体会で議論してはどうか。今の話であれば共通テーマ的な要素が強いということであるが、どうするか。

このあと調整会議を行なうので、そこで扱いをどうするか検討するという
ことで宿題にしたらどうか。

議 長 コンプライアンスについては、調整会議でどこの部署が担当するのか決めて皆さんに報告したいと思う。

それでは続いて、次第の3に移りたいと思う。今日は町民部会の条文案の説明のみとさせてもらう。次回そちらについての質疑応答を行なうこととする。それでは町民部会の専管テーマに係る条文案の説明をお願いしたい。

足立委員 <町民部会の専管テーマに係る条文案の説明>

議 長 次回、町民部会の専管テーマに係る条文案についての質疑応答（議論）の時間を設けたいと思う。

本日はこれで第20回まちづくり基本条例策定委員会を終了とする。

次回は、10月9日（火）13時30分から役場3階委員会室で開催